

妊娠・出産あるいは育児休業を理由に子どもを預ける場合の取扱いについて

【前回会議での意見】

- ・ 育児休業を理由に上の子をこども園に預ける場合、保育時間は原則 8 時間としてはどうか。
- ・ 気軽に預けられることは良いかもしれないが、預けられる子どもからすると、弟妹ができて、不安定な時期にお迎えが遅くなるのは望ましくない。

【参考：平成 30 年度現在の各市の運用】

自治体名	預ける理由	期限	保育時間の取扱い
あわら市	妊娠・出産	妊娠が発覚してから	標準時間でも可
	育児休業	育児に係る子が満 1 歳に達する年度末まで	
坂井市	妊娠・出産	出産予定日の 6 週間前の日が属する月の初日（多胎児の場合は 14 週間前の日が属する初日）から産後 8 週間を経過する日の翌月が属する月末まで	標準時間でも可
	育児休業	産後 8 週間から育児休業が終了するまで	短時間のみ
福井市	妊娠・出産	出産予定日の 3 か月前～産後 8 週まで	標準時間でも可
	育児休業	産後 8 週から育児に係る子が満 1 歳に達する日まで	短時間のみ
越前市	妊娠・出産	産前 1 か月から産後 6 か月以内	標準時間でも可
	育児休業	産後 3 か月目から産後 1 年が経過する月の末日まで	短時間のみ